

審議会等名	令和5年度第1回つくばみらい市社会教育委員会議及びつくばみらい市公民館運営審議会
開催日時	令和5年7月26日（水曜日） 午前10時から
開催場所	つくばみらい市役所 伊奈庁舎 2階 会議室1、2
出席者	出席委員 吉田委員長、小林副委員長、岡田委員、斉藤委員、松本委員、鈴木委員、堀内委員、佐藤委員、久地岡委員、原委員、直井委員 欠席委員 文随委員、木田委員 事務局 町田教育長、鈴木部長、大山生涯学習課長、渋谷課長補佐、浅野文化振興室長、広瀬伊奈兼谷和原公民館長、川田館長、松信スポーツ推進室長、鈴木主査、安楽主査、森主査、関主査、木村係長、長塚主幹、中村主事
議案	【協議・報告事項】 ○令和5年度事業について 1 生涯学習事業 2 青少年事業 3 公民館事業 4 社会体育事業 5 図書館事業
議事内容	・開会 午前10時00分 ・委嘱状交付 ・教育長あいさつ ・委員長あいさつ ・協議・報告事項 事務局から、令和5年度事業について、資料に基づき説明を行った。 【質疑等】 委員：2点質問があります。家庭教育支援講座ですが、募集の仕方について教えてください。学校プール開放事業ですが、定員先着50名以上来た場合の対応について教えてください。 事務局：家庭教育支援講座ですが、わくわくチャレンジ講座と同じ

4月と9月に広報で募集をしており、対象を1歳半から幼稚園・保育園に入る前まで、小学校低学年、高学年、中学生、親子を対象にした講座にわけて掲載しております。その上で、小学生、中学生を対象した講座については、定員に満たない場合、学校を通じてスクリーンアプリで追加募集しております。

委員：以前の家庭教育学級のような連続講座というよりは、その回限りの講座となるのか。

事務局：そのとおりです。その回限りとはなりますが、繰り返しご参加いただく方もございます。

事務局：2点目のプール開放事業ですが、学校ごとの規模等を考え、安全を確保するため、最大50名と設定しております。申込みについては、学校ごとに専用電話を用意し、電話による事前申込みとなり、定員を超えた場合には、その電話でお断りしています。今回は初めての事業となるため、今回の結果をもとに、よくなるように検討していきたいと考えております。

委員：はじまったばかりで具体的な人数はでてこないと思うが、プール開放した感触としてはどうか。

事務局：昨日1日しか実施していないが、昨日の実績では、午前午後あわせた人数が、伊奈小32名、小張小13名、豊小9名です。本日の予約状況は昨日よりも多いというところで

委員：生涯学習の事業は平日の開催が多く、興味があっても参加できない方もいるため、参加しやすい日、土日などの開催についても考えていただきたい。また、人権講演会についても子どもの権利についてという内容で、参加したいという親御さんは多いと思うので、お勤めされている親御さんが受講できるように考えていただきたい。青少年事業で講演会等を実施した場合、よい講演会の内容について、報告・紹介があってもいいのではないか。

事務局：青少年事業につきましては、会報みらいにて事業報告を掲載しております。青少年事業の募集チラシに事業内容は掲載しておりますが、本日いただいた意見を参考に事務局でも検討させていただきます。

委員：開催についても検討していただければと思います。

委員：生涯学習事業と公民館事業の講座内容や講座の題名はどう

やって決めているのか。

事務局：公民館では、社会教育指導員が企画立案しております。

アンケートを実施したり、各市町村の講座状況を調べたりして決定しています。題名については、先生と相談して決定しています。

委員：会議資料についてのお願いとして、新規事業と継続事業が区別できるようにしてほしい。次回もしくは来年度から対応してほしい。

委員：学校給食センター行ってみようの講座ですが、前期では20人のところ、後期になって15人に定員が減っているのは、どういう理由があつてでしょうか。

事務局：お子さんと一緒に参加できる講座で、前期講座では、お子さんの面倒をみながらでは集中して参加いただくことができませんでした。後期講座では、集中して参加できるように、給食センター職員の方と打ち合わせをしまして、人数を減らしました。

委員：後期講座も子どもと一緒に参加ができるのか。

事務局：できます。

委員：できれば多くの方に参加していただきたいし、集中して話を聴ける環境をつくっていただいて、いい方向に事業をすすめていって下さい。

事務局：方法等についても今後、検討していきます。

委員：電子図書館サービスについて、電子図書の量はどれくらいでしょうか。また、電子図書館のログインIDはどのようにして取得するのでしょうか。

事務局：電子図書のコンテンツ数ですが、現在875点導入しております。そのうち、335点が読み放題となっております。今年度は1,000点を目指しております。

電子図書館のホームページがあり、IDは利用カードの番号、パスワードは西暦の誕生日でログインして利用いただけます。古い利用カードでデータの登録がない場合、図書館や分館で利用カードを作成するための手続きが必要となります。

委員：利用カードがない場合には、一度図書館に足を運ばなければならないのか。また、ホームページからは登録ができないのか。

事務局：利用カードを作成するため、一度は図書館に足を運んでい

	<p>ただが必要があります。</p> <p>委員：二十歳の集いについて、民法改正で成人年齢が変わったが、今後20歳の方を対象にするのか、18歳の方を対象にするのか、二十歳の集いの方向性を教えてください。</p> <p>事務局：今後も二十歳を迎えられた方を対象に事業を実施していきます。</p> <p>・閉会 午前11時25分</p>
その他の	傍聴人 0名